



2019年6月28日

各 位

会 社 名 株式会社中村超硬
代表者名 代表取締役社長 井上 誠
(コード：6166、東証マザーズ)
問合せ先 取締役社長室長 藤井 秀亮
(TEL. 072-274-1072)

債務超過の猶予期間入りに関するお知らせ

当社グループは、本日、有価証券報告書を提出し、2019年3月期において債務超過となったことから、株式会社東京証券取引所が本日発表したとおり、有価証券上場規程第603条第1項第3号の規定に基づき、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2. 債務超過に至った経緯

当社グループは、太陽光向けシリコンウエハ製造に使用されるダイヤモンドワイヤを販売する電子材料スライス周辺事業において、中国における太陽光発電に関する補助金の打ち切り施策等の影響による市場の混乱や、ダイヤモンドワイヤの市場価格が約7割下落するなど、太陽光関連の市場環境が大きく変化した影響を受け、売上高が前期を大幅に下回る結果となりました。さらに、損益面については、減収による影響に加え、ダイヤモンドワイヤ製品及び原材料等の評価減の実施及び固定資産に係る減損処理を行ったこと等により、2019年3月期において、営業損失4,193百万円、経常損失4,263百万円、親会社株主に帰属する当期純損失9,721百万円を計上し、1,329百万円の債務超過となりました。

3. 猶予期間

2019年4月1日から2020年3月31日

4. 今後の見通し

当社は、2019年6月21日に公表いたしましたとおり、中国のダイヤモンドワイヤメーカーである南京三超新材料股份有限公司との間で、当社所有のダイヤモンドワイヤ生産設備の譲渡及びダイヤモンドワイヤ製造に関する技術供与を行うこと（以下、本件譲渡等）を目的とした基本合意書を締結し、現在、正式な契約締結に向けて協議中であります。

本件譲渡等により、2020年3月期には、設備売却、技術等の供与の対価として約20億円を収益計上する予定であり、現在実施している行使価額修正条項付新株予約権の行使と併せ、早期の債務超過の解消を目指してまいります。

以 上